

塩尻市地域防災計画 震災対策編

令和7年度修正

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>4 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等 (略)</p> <p><u>5 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等</u> <u>長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。</u> <u>このため、県民、県、市町村及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害死ゼロ」に挑戦」を念頭に、5つの重点項目である、</u> <u>(1) 2つの孤立（情報の伝達、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。</u> <u>(2) 自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。</u> <u>(3) 全ての避難所の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所 TKB を実践する等、避難生活の“質”の更なる改善を図る。</u> <u>(4) 平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。</u> <u>(5) プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。</u> <u>を踏まえ、10の具体定期的なアクションを中心に地震防災対策の推進を図るものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>4 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策の基本</p> <p>防災対策を行うに当たっては、塩尻市国土強靱化計画及び次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、<u>女性、子ども、性的マイノリティのほか</u>、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国人住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策の基本</p> <p>防災対策を行うに当たっては、塩尻市国土強靱化計画及び次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国人住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

<p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等、被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 避難所における新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等、被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 避難所における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考																								
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="170 389 965 1002"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td> <td>(<u>NTT東日本</u>株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株、楽天モバイル株) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(10) 電力会社</td> <td>(<u>中部電力</u>株)、中部電力パワーグリッド株及び東京電力ホールディングス株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱		(中略)	(4) 電気通信事業者	(<u>NTT東日本</u> 株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株、楽天モバイル株) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。		(中略)	(10) 電力会社	(<u>中部電力</u> 株)、中部電力パワーグリッド株及び東京電力ホールディングス株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	(以下略)		<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1055 389 1850 1002"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td> <td>(<u>東日本電信電話</u>株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株、楽天モバイル株) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(10) 電力会社</td> <td>(中部電力パワーグリッド株及び東京電力ホールディングス株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱		(中略)	(4) 電気通信事業者	(<u>東日本電信電話</u> 株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株、楽天モバイル株) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。		(中略)	(10) 電力会社	(中部電力パワーグリッド株及び東京電力ホールディングス株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	(以下略)		<p>名称の変更に伴う修正</p>
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																									
	(中略)																									
(4) 電気通信事業者	(<u>NTT東日本</u> 株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株、楽天モバイル株) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。																									
	(中略)																									
(10) 電力会社	(<u>中部電力</u> 株)、中部電力パワーグリッド株及び東京電力ホールディングス株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。																									
(以下略)																										
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																									
	(中略)																									
(4) 電気通信事業者	(<u>東日本電信電話</u> 株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株、楽天モバイル株) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。																									
	(中略)																									
(10) 電力会社	(中部電力パワーグリッド株及び東京電力ホールディングス株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。																									
(以下略)																										
<p>(略)</p> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="170 1098 965 1428"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 放送事業者</td> <td>(信越放送株、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送株、長野エフエム放送株、エルシーブイ株、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) <u>天気予報及び警報、災害情報等広報</u>に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱		(中略)	(4) 放送事業者	(信越放送株、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送株、長野エフエム放送株、エルシーブイ株、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) <u>天気予報及び警報、災害情報等広報</u> に関するこ	<p>(略)</p> <p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1055 1098 1850 1428"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 放送事業者</td> <td>(信越放送株、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送株、長野エフエム放送株、エルシーブイ株、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) <u>地震情報等広報</u>に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱		(中略)	(4) 放送事業者	(信越放送株、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送株、長野エフエム放送株、エルシーブイ株、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) <u>地震情報等広報</u> に関すること。	<p>県の計画に合わせて</p>												
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																									
	(中略)																									
(4) 放送事業者	(信越放送株、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送株、長野エフエム放送株、エルシーブイ株、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) <u>天気予報及び警報、災害情報等広報</u> に関するこ																									
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱																									
	(中略)																									
(4) 放送事業者	(信越放送株、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送株、長野エフエム放送株、エルシーブイ株、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社) <u>地震情報等広報</u> に関すること。																									

	と。	(以下略)	修正
	(以下略)		

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>(カ) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて、活用するものとする。</u></p> <p>(キ) ヘリコプターによる上空からの情報収集を研究する。</p> <p>(ク) 無人航空機による上空からの情報収集を実施する。</p> <p>(ケ) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ウ) <u>目視、撮影等による情報を収集するため、航空機、無人航空機等の効果的な運用を推進する。(全部局)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(ク) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化を図るものとする。</p> <p><u>(ケ) 国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(カ) ヘリコプターによる上空からの情報収集を研究する。</p> <p>(キ) 無人航空機による上空からの情報収集を実施する。</p> <p>(ク) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ウ) <u>映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進するものとする。(警察本部)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(ク) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

<p><u>に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)</u></p> <p>(コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めものとする。(危機管理部)</p> <p>(ク) 「長野県地震被害予測システム」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(ク) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、予め一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 塩尻地区タクシー協議会との「災害時応援協定」により、災害情報の提供を積極的に受け、的確な被害状況把握などを行う。</p> <p><u>(エ) 通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、賑濟寺を想定した非常通信訓練を行う。</u></p> <p>(エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全モバイルシステム</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p>(カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</p> <p>(キ) <u>NTT東日本(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習</u></p>	<p>(ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めものとする。(危機管理部)</p> <p>(コ) 「長野県地震被害予測システム」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(ク) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、予め一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 塩尻地区タクシー協議会との「災害時応援協定」により、災害情報の提供を積極的に受け、的確な被害状況把握などを行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE (PS-LTE)</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p>(カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</p> <p>(キ) <u>災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。</u></p> <p>また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>
---	---	--------------------

熱い努めるものとする。

(略)

イ 県が実施する計画

- (ウ) 通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、震災時を想定した非常通信訓練を行うものとする。(危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。(危機管理部、警察本部)
- (オ) NTT東日本(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

策を図る。

(略)

イ 県が実施する計画

- (ウ) 震災時を想定した非常通信訓練を行うものとする。(危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE(P-S-LTE)等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。(危機管理部、警察本部)
- (オ) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県、市及び関係機関が実施する計画</p> <p>(エ) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。(県・市)</p> <p><u>(オ) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。(県・市)</u></p> <p>(カ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。(地方整備局)</p> <p>(キ) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。(市)</p> <p>(ク) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。(県・市)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県、市及び関係機関が実施する計画</p> <p>(エ) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。(県・市)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(カ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。(地方整備局)</p> <p>(キ) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。(市)</p> <p>(ク) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。(県・市)</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

<p>(略)</p> <p>3 県内全消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画（危機管理部）</p> <p>(ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備</p> <p>(2) 県及び市が実施する計画</p> <p>協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の<u>選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等</u>の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>3 県内全消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する計画（危機管理部）</p> <p>(ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備</p> <p>(2) 県及び市が実施する計画</p> <p>協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材<u>及び</u>物資等の確保<u>並びに</u>活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄及び調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設の耐震強化を図る。</p> <p>また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1 か所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1 か所以上の地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 平常時から市民に対して、これらの資機材等を使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。</p> <p>(エ) 大規模地震など、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機器・資機材の整備推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画 (健康福祉部)</p>	<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄及び調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設の耐震強化を図る。</p> <p>また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1 箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1 箇所以上の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 平常時から市民に対して、これらの資機材等を使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画 (健康福祉部)</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に 1 箇所指定した基幹災害拠点病院及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に 13 箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備充実を図るとともに、災害派遣医療チーム (DMAT)・災害派遣精神医療チーム (DPAT)・救護班・災害支援ナース (以下「災害派遣医療チーム (DMAT) 等」という。) による支援体制を確保する。

また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム (DMAT) 等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の設備に努めるものとする。

(略)

4 消防機関、医療機関の耐震化

(1) 現状及び課題

市内における消防署は塩尻消防署と広丘消防署の 2 署であり、両施設とも耐震施設である。

また、市内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に多くの患者の受け入れが想定される病院については、本来の機能が果たせるかどうかの検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。そのため、厚生労働省や国土交通省の補助制度を活用しながら市内の病院の段階的な耐震強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に 1 箇所指定した基幹災害拠点病院及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に 13 箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備充実を図るとともに、災害派遣医療チーム (DMAT)・災害派遣精神医療チーム (DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン (以下「災害派遣医療チーム (DMAT) 等」という。) による支援体制を確保する。

また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム (DMAT) 等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の設備に努めるものとする。

(略)

4 消防機関、医療機関の耐震化

(1) 現状及び課題

市内における消防署は塩尻消防署と広丘消防署の 2 署であり、両施設とも耐震施設である。

また、市内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかの検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。医療機関の耐震構造の強化については、医療機関の管理者が常に点検整備を行い、耐震化に努めるとともに、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する国の補助制度を活用し、段階的な耐震強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

<p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(イ) <u>病院</u>の耐震構造の強化を推進するものとする。(健康福祉部)</p>	<p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(イ) <u>地域災害医療センター</u>の耐震構造の強化を推進するものとする。(健康福祉部)</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 消防・水防計画活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(ア) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。</p> <p>a 消防団員等の人員の確保</p> <p>発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、<u>以下の対策を実施し人員の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>(a) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材、拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。</u></p> <p><u>(b) 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(c) 消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。</u></p> <p><u>b 広域消防体制の推進</u></p> <p>消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図</p>	<p style="text-align: center;">第6節 消防・水防計画活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(ア) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の<u>施設・装備・</u>処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。<u>また、</u>消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防協力団体として指定することで、消防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。</p> <p>また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

るものとする。		
---------	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉協力員、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>(イ) 防災設備等の整備</p> <p>市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うよう指導するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉協力員、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>(イ) 防災設備等の整備</p> <p>市及び県は、要配慮者利用施設等^等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うよう指導するものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の計画に合わせて修正</p> <p>県の計画に合わせて修正</p>

<p>(ウ) 組織体制の整備</p> <p>市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努め、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。</p> <p>(エ) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)</p> <p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。</p> <p>また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 外国籍住民、外国人旅行者等観光客対策</p>	<p>(ウ) 組織体制の整備</p> <p>市及び県は、要配慮者利用施設等^等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努め、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。</p> <p>(エ) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市及び県は、要配慮者利用施設等^等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)</p> <p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市及び県は、要配慮者利用施設等^等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等^等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。</p> <p>また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 外国籍住民、外国人旅行者等観光客対策</p>	
--	--	--

<p>(2) 実施計画</p> <p>イ 市及び県が実施する計画</p> <p>(エ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。(危機管理部、県民文化部、<u>観光スポーツ部</u>)</p> <p>(オ) 観光客の安全対策の推進 (<u>観光スポーツ部</u>)</p> <p>県は、関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するものとする。(観光客安全対策推進会議の事業を推進する。)</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>イ 市及び県が実施する計画</p> <p>(エ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。(危機管理部、県民文化部、<u>観光部</u>)</p> <p>(オ) 観光客の安全対策の推進 (<u>観光部</u>)</p> <p>県は、関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するものとする。(観光客安全対策推進会議の事業を推進する。)</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>
--	--	--------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第8節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講じるものとする。(建設部) 緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備するものとする。</p> <p>a <u>第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路</u>を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進するものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>大規模地震発生時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。</p> <p><u>物資輸送は、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内物資輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。</u></p>	<p style="text-align: center;">第8節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講じるものとする。(建設部) 緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備するものとする。</p> <p>a 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進するものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>大規模地震発生時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

- (ア) 災害対策用ヘリポート等を最低1か所以上指定する。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接または近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

- (イ) 地域内物資輸送拠点を最低1か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。(資料編参照)

なお、選定に際しては、自らが被災した場合及び、近隣市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る物資輸送拠点を指定する。また、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

ウ 県が実施する計画

- (ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として各地域振興局ごと拠点ヘリポートを指定するものとする。(危機管理部)

この拠点ヘリポートについては、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える防災公園と連携を図り、防災機能の強化を図るものとする。(建設部)

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

- (ア) 市は、最低1箇所以上の「物資輸送拠点及び拠点ヘリポート等」を確保、指定する。

また、拠点ヘリポートのほか、各地区ごとにヘリポートを確保し、効率的な活用を図る。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接または近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

- (イ) 自らが被災した場合及び、近隣市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る「物資輸送拠点」を指定する。指定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

ウ 県が実施する計画

- (ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として、「県拠点ヘリポート」を指定するものとする。(危機管理部)

また、長野県広域受援計画で設定した広域防災拠点のうち、松本ゾーンの広域防災拠点を優先的に開設するものとするが、「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設するものとする。

なお、この広域防災拠点は、県域を越える支援においても活用を図るものとする。

<p>(イ) 緊急用ヘリポートとして使用できる施設（未利用県有地）を把握し、管理者に協力を要請できる体制の整備を図るものとする。（総務部）</p> <p><u>(ウ) 広域物資輸送拠点を県広域受援計画で指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。（資料編参照）（危機管理部）</u></p> <p>(略)</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>大規模地震発生時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプター<u>等</u>を活用した空からの輸送についても整備する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</u></p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部）</p>	<p><u>(イ) 各地域振興局単位ごとの拠点となり得る「拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指定するものとする。（危機管理部）</u></p> <p>この「<u>拠点ヘリポート</u>」については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える「<u>防災公園</u>」と連携を図り、防災機能の強化を図るものとする。（建設部）</p> <p><u>(ウ)</u> 緊急用ヘリポートとして使用できる施設（未利用県有地）を把握し、管理者に協力を要請できる体制の整備を図るものとする。（総務部）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>大規模地震発生時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両<u>については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。</u></p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部）</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>
--	--	--------------------

(イ) ヘリコプターの活用については、県地域防災計画風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にするものとする。

(ウ) 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(エ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(オ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努めるものとする。

(カ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(イ) ヘリコプターの活用については、県地域防災計画風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にするとともに、無人航空機が速やかに活用できるよう平時から民間企業等連携体制の構築を行うものとする。

(新設)

(ウ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(エ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努めるものとする。

(オ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の<u>感染症対策</u>や生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。</p> <p>（略）</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画</p>	<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>また、<u>避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ</u>、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。</p> <p>（略）</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

<p>(イ) 県及び市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受け入れ方法</u>等について、市民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所用の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、</u>換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p>	<p>(イ) 県及び市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の<u>自宅療養者等の災害時</u>の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス</u>感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 指定避難所に指定した施設については、<u>必要に応じ、</u>良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>また、避難所の感染症対策については、県地域防災計画風水害対策編第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>
--	---	--------------------

<p>また、避難所の感染症対策については、県地域防災計画風水害対策編第3章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>(ク) 指定避難所またはその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。<u>なお</u>、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(オ) 避難所の感染症対策については、県地域防災計画風水害対策編第3章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必</p>	<p>者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>(ク) 指定避難所またはその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。<u>また</u>、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(オ) 避難所の感染症対策については、県地域防災計画風水害対策編第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>
---	--	--------------------

必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。

(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

(キ) 避難所が円滑に開設されるよう、好事例の展開や研修の実施等、必要な支援に努めるものとする。(危機管理部)

(略)

5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

(1) 現状及び課題

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。

(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

(新設)

(略)

5 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

県の計画に合わせて修正

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方を検討するよう努める。

(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(エ) 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努める。

イ 県が実施する計画 (危機管理部、健康福祉部)

(ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、市とともに検討するよう努めるものとする。

(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れる

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

(イ) 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努める。

イ 県が実施する計画

在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努めるものとする。

<p><u>ことが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市とともに検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を市とともに検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとする。</u></p>		
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) <u>NTT東日本(株)</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部）</p> <p>(イ) <u>NTT東日本(株)</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</p> <p>3 孤立予想地域の実態把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(7) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する<u>とともに、孤立地域発生時に備え、救出救助を行う機関との情報共有を行う。(危機管理部)</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) <u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部）</p> <p>(イ) <u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</p> <p>3 孤立予想地域の実態把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(7) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握するものとする。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>県の計画に合わせて修正</p>

<p>6 備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 市民等が実施する計画</p> <p>(ア) 孤立が予想される地域の市民は、平常時から<u>最低1週間分</u>の備蓄を行うものとする。</p>	<p>6 備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 市民等が実施する計画</p> <p>(ア) 孤立が予想される地域の市民は、平常時から備蓄を行うものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第12節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる震災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間（孤立予想地域にあつては最低1週間。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</u></p> <p><u>（地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき）市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</u></p> <p><u>県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄（以下「流通備蓄」という。）の確保に努める。</u></p> <p><u>また、市及び県は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第12節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料等の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる震災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>市は、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施するとともに、市、市民、企業等も一体となった備蓄体制の整備を促進する。</p> <p>また、県等関係機関との間で発災時に対応ができるよう協力関係の強化を進める。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

<p><u>4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資に緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p><u>5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 市を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新するものとする。</p> <p><u>また、県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達に努める。</u> (危機管理部)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 市を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新するものとする。(危機管理部)</p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第13節 給水計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等なる水器を設置し製造を行う。</u></p> <p><u>また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。</u></p> <p><u>このほか、市町村は、被災を最小限にくい止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。</u></p> <p><u>県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは飲料水供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める。また、県及び市町村は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第13節 給水計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>応急給水拠点、被災をまぬがれた配水池などの上水道施設などで確保された飲料水を、給水車・給水タンク等により、災害協定などを締結している塩尻市水道事業協同組合と連携し、応急給水活動を行う。また、避難施設などに設置されている貯水槽などなる過器を装備し、飲料水を確保する。その他、非常用飲料水袋の備蓄、給水動力ポンプ等の装備など、飲料水の供給に備える。</u></p> <p><u>また、(公社)日本水道協会を通じて災害時相互応援に関する協定により飲料水の確保と応急給水活動の支援を要請する。</u></p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第14節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により、生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(災害時の主な生活必需品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具（タオルケット、毛布、<u>エアベッド、段ボールベッド</u>等） ○ 衣類（下着、靴下、作業着等） ○ 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ○ 身の回り品（タオル、生理用品、紙オムツ等） ○ 食器等（はし、茶わん、ほ乳瓶等） ○ 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、<u>簡易トイレ、組立式トイレ</u>、トイレットペーパー等） ○ 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） ○ 常備薬 <p>(必要量)</p> <p><u>最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、市の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。</u></p> <p><u>また、市及び県は、上記品目（特に紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第14節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により、生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(災害時の主な生活必需品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具（タオルケット、毛布等） ○ 衣類（下着、靴下、作業着等） ○ 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ○ 身の回り品（タオル、生理用品、紙オムツ等） ○ 食器等（はし、茶わん、ほ乳瓶等） ○ 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等） ○ 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） ○ 常備薬 <p>(必要量)</p> <p><u>人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して、備蓄・調達体制を整備するよう努める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み 老朽施設の更新、<u>耐震化及び</u>改良等に併せ、施設の耐震化を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 上水道施設の災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（環境部） 水道事業者に対し、<u>石綿セメント管等老朽管の更新</u>、施設の安全性の確保<u>及び耐震化</u>等に関する指導を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み 老朽施設の更新、改良等に併せ、施設の耐震化を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 上水道施設の災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（環境部） 水道事業者に対し、老朽管の更新<u>及び</u>施設の安全性の確保等に関する指導を行うものとする。</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p style="text-align: right;">【水道事業部】</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 既設の排水施設のうち耐震性を有しない重要な幹線等の耐震化を行う。</p> <p>(イ) 既存の処理施設のうち耐震性を有しない施設の耐震化を行う。</p> <p>(ウ) 新設する排水施設・処理施設は新施設に適合した施設を建設する。</p> <p>イ 県が実施する計画（環境部及び市が実施する計画）</p> <p>重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、耐震化を計画的に進めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p style="text-align: right;">【水道事業部】</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 既設の排水施設のうち耐震性を有しない重要な幹線等の耐震化を行う。</p> <p>(イ) 既存の処理施設のうち耐震性を有しない施設の耐震化を行う。</p> <p>(ウ) 新設する排水施設・処理施設は新施設に適合した施設を建設する。</p> <p>イ 県が実施する計画（環境部、農政部）</p> <p>(ア) 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講じるものとする。</p> <p>(イ) 新たに建設する排水施設、処理施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した地震対策を講じるものとする。</p>	<p>県の計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器の整備・耐震化を図るものとする。通信施設の整備に当たっては、市はもとより他の防災関係機関にも情報伝達できるよう配慮するものとする。</p> <p><u>イ</u> 非常通信を行う場合に備え、あらかじめ協力依頼できる無線局を選定しておくものとする。</p> <p>この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>NTT東日本(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体に被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、<u>通信輻輳対策の推進</u>など、<u>電気通信設備の安全信頼性に強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備するものとする。通信施設の整備に当たっては、市はもとより他の防災関係機関にも情報伝達できるよう配慮するものとする。</p> <p><u>また</u>、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ協力依頼できる無線局を選定しておくものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体に被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備など、災害に強い通信サービスの実現に向けて、下記の施策を逐次実施するものとする。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p> <p>県の記載に合わせて修正</p>

<p><u>また</u>、災害に強い通信サービスの実現に向けて、下記の施策を逐次実施するものとする。</p>		
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2.5節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画 <u>(県民文化部)</u></p> <p>各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(ア) 市 <u>文化財所管部局</u>を通じ、所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2.5節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画 <u>(教育委員会)</u></p> <p><u>教育委員会は</u>、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(ア) 市 <u>教育委員会</u>を通じ、所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2.6節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(オ) <u>第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路</u>を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網を推進するものとする。時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、地震災害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。(関東・中部地方整備局)</p> <p><u>(エ) 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。(地方整備局)</u></p> <p>(オ) 日常から施設の点検調査を実施し、状況把握に努め、状況により補修工事を実施するものとする。(中日本高速道路株)</p> <p>(カ) 耐震診断を実施し、耐震診断結果の基づく耐震補強工事を早急に実施するものとする。(中日本高速道路株)</p>	<p style="text-align: center;">第2.6節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(オ) 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網を推進するものとする。時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、地震災害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。(関東・中部地方整備局)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(エ) 日常から施設の点検調査を実施し、状況把握に努め、状況により補修工事を実施するものとする。(中日本高速道路株)</p> <p>(オ) 耐震診断を実施し、耐震診断結果の基づく耐震補強工事を早急に実施するものとする。(中日本高速道路株)</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

<p>(キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(中日本高速道路株)</p> <p>(ク) 地震災害等に備え防災訓練を実施するものとする。(中日本高速道路株)</p>	<p>(カ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(中日本高速道路株)</p> <p>(キ) 地震災害等に備え防災訓練を実施するものとする。(中日本高速道路株)</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第28節 ため池等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) ため池の諸元、改修履歴を明記した「ため池データベース」を整備し、施設の状況について適宜確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県が実施する計画（農政部）</p> <p>(7) 管理の基本となる県全体の「ため池データベース」を管理し、<u>随時</u>更新するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 ため池等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) ため池の諸元、改修履歴を明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適宜確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県が実施する計画（農政部）</p> <p>(7) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、<u>毎年度</u>更新するものとする。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、<u>住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</u></p> <p><u>なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違いに十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物に飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>v 平常時から市民が実施し得る、家具の固定、<u>消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等</u>の出火防止措置等の平素からの対策</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、県ホームページ、防災講演会及びパンフレット等により啓発活動を行うものとする。</p> <p>v 平常時から市民が実施し得る、<u>最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄</u>、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

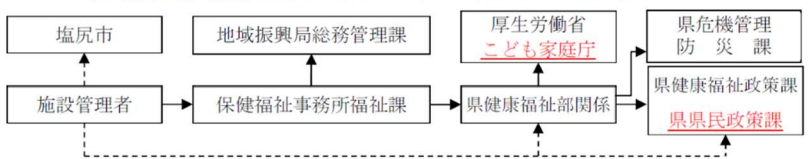
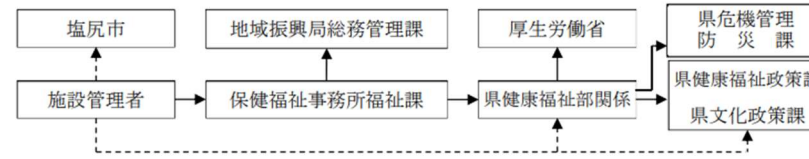
<p>及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法 (中略)</p> <p>(ク) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	<p>における応急措置の内容や実施方法 (中略)</p> <p>(ク) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を<u>とれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。</u>そこで、<u>その教訓を学び、</u>災害時の具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p><u>なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティの他、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時に性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別及び実施時期</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市では、毎年、総合防災訓練を実施している。</p> <p>今後は、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を<u>行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。</u>そこで、災害時の具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別及び実施時期</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市では、毎年<u>防災の日(9月1日)を中心に</u>、総合防災訓練を実施している。</p> <p>今後は、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

<p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 総合防災訓練（兼地震総合防災訓練）</p> <p>市は、関係機関、市民及び企業の参加を得て、総合防災訓練を行う。</p> <p>a 実施時期</p> <p><u>関係機関と調整し、実施時期を決定する。</u></p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(7) 実践的な訓練の実施</p> <p>d 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。</p>	<p>(7) 総合防災訓練（兼地震総合防災訓練）</p> <p>市は、関係機関、市民及び企業の参加を得て、総合防災訓練を行う。</p> <p>a 実施時期</p> <p><u>防災の日（9月1日）を中心に、防災週間（8月30日～9月5日）に実施する。</u></p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(7) 実践的な訓練の実施</p> <p>d <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。</p>	
--	--	--

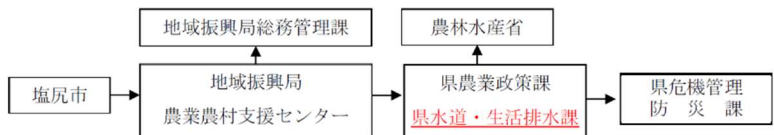
新			旧			修正理由・備考
第38節 災害対策基金等積立及び運用計画			第38節 災害対策基金等積立及び運用計画			県の記載に合わせて修正
第3 計画の内容			第3 計画の内容			
1 <u>財政調整基金</u> の積立 イ 県が実施する計画（総務部） 災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。			1 財政基金の積立 イ 県が実施する計画（総務部） 災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。			
長野県財政調整基金			長野県財政調整基金			
名 称	目 的	使 途	名 称	目 的	使 途	
長野県財政調整基金	県財政の健全な運営を図る。	次に掲げる経費の財源に充てる。 1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費または災害により生じた減収を埋めるための経費 <u>3 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費</u> <u>(削除)</u>	長野県財政調整基金	県財政の健全な運営を図る。	次に掲げる経費の財源に充てる。 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費または災害により生じた減収を埋めるための経費 <u>3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費</u> <u>4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費</u> <u>5 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の経費</u>	

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(2) 県及び市が実施する計画（<u>観光スポーツ部</u>）</p> <p style="padding-left: 2em;">観光地での災害時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備するものとする。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県が実施する計画（<u>観光スポーツ部</u>・県民文化部）</p> <p style="padding-left: 2em;">研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 県及び市が実施する計画（<u>観光スポーツ部</u>）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(2) 県及び市が実施する計画（<u>観光部</u>）</p> <p style="padding-left: 2em;">観光地での災害時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備するものとする。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県が実施する計画（<u>観光部</u>・県民文化部）</p> <p style="padding-left: 2em;">研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 県及び市が実施する計画（<u>観光部</u>）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

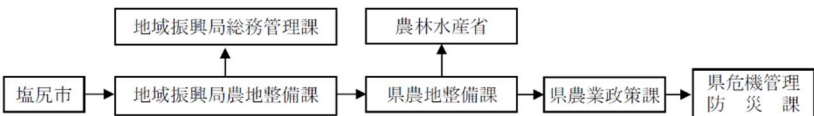
新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 県松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(2) 連絡系統</p> <p>ア 市の連絡系統</p> <p>(ウ) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号</p> <p>a 社会福祉施設被害状況報告（次項のb、cに関するものを除く）</p> 	<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 県松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(2) 連絡系統</p> <p>ア 市の連絡系統</p> <p>(ウ) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号</p> <p>a 社会福祉施設被害状況報告（次項のb、cに関するものを除く）</p> 	<p>県の記載に合わせて修正</p>

(エ) 農業関係被害状況報告 様式5号

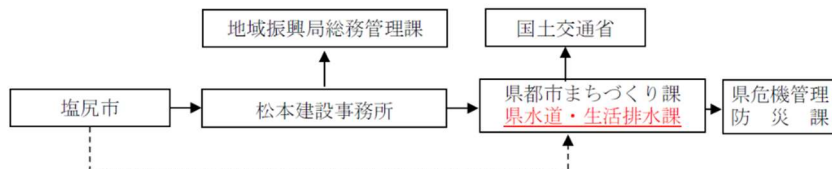
a 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



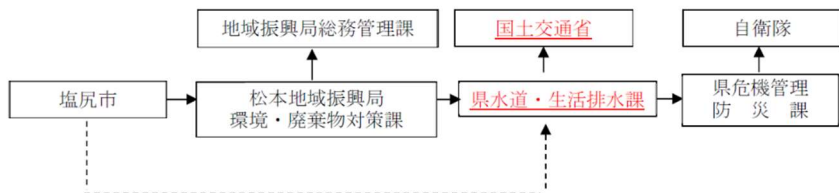
b 農地・農業用施設被害状況報告



(キ) 都市施設被害状況報告 様式8号

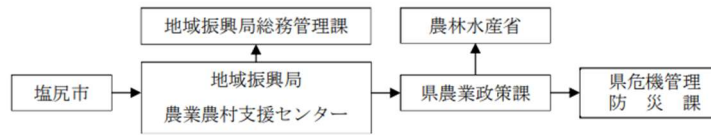


(ク) 水道施設被害状況報告 様式9号

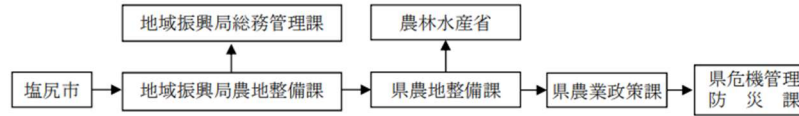


(エ) 農業関係被害状況報告 様式5号

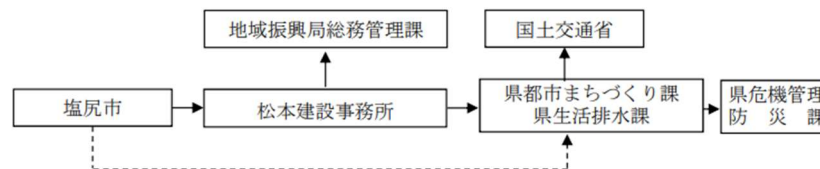
a 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



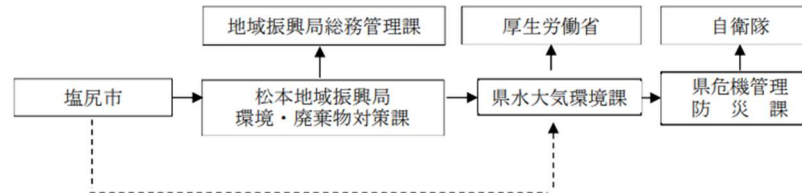
b 農地・農業用施設被害状況報告



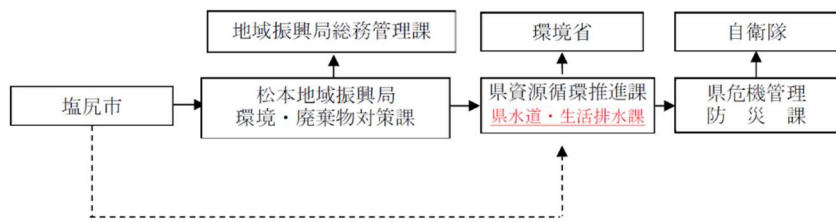
(キ) 都市施設被害状況報告 様式8号



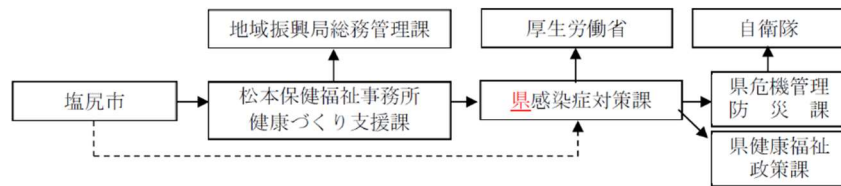
(ク) 水道施設被害状況報告 様式9号



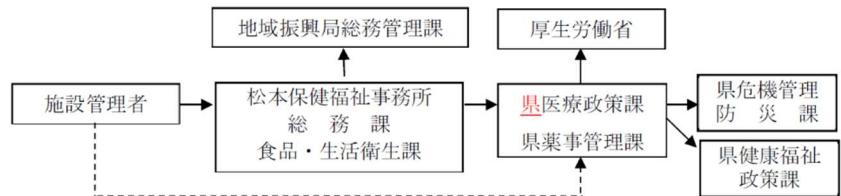
(ケ) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式 10 号



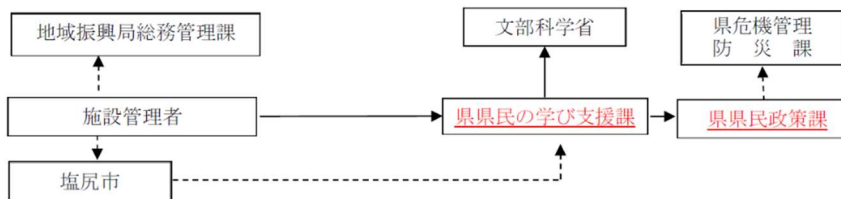
(コ) 感染症関係報告 様式 11 号



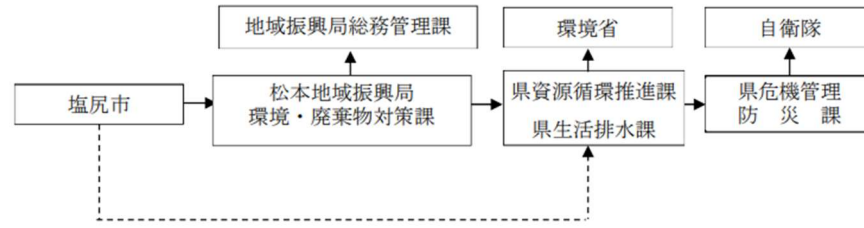
(ク) 医療施設関係被害状況報告 様式 12 号



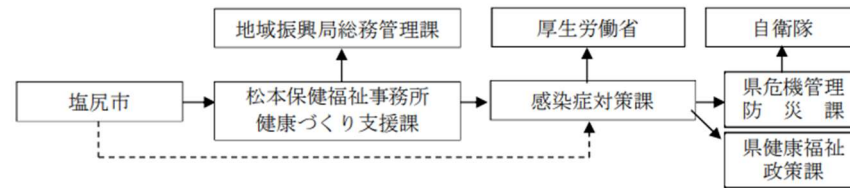
c 私立施設



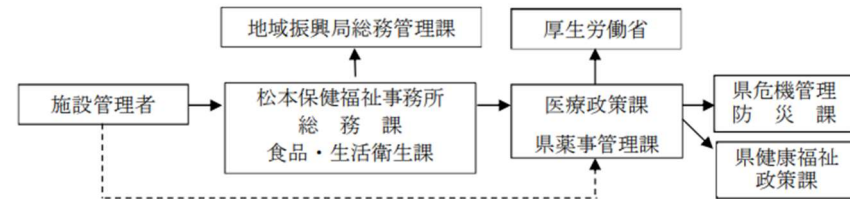
(ケ) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式 10 号



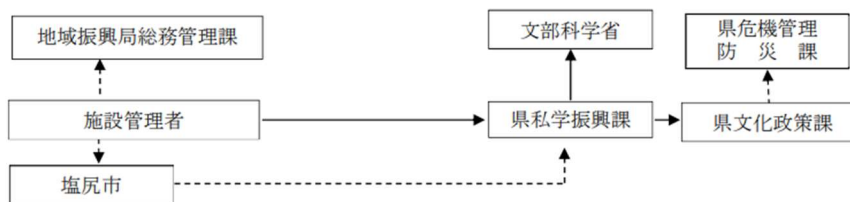
(コ) 感染症関係報告 様式 11 号



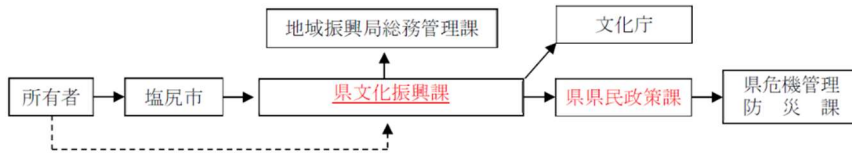
(ク) 医療施設関係被害状況報告 様式 12 号



c 私立施設



d 文化財



(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は、次のとおりである。

(ウ) 県（本庁）の実施事項

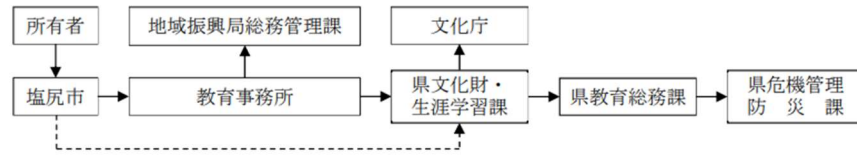
g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により必要な職員を速やかに派遣する。

(略)

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、防災行政無線または航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図るものとする。

d 文化財



(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は、次のとおりである。

(ウ) 県（本庁）の実施事項

g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定するものとする。

(略)

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、防災行政無線または航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図るものとする。

新	旧	修正理由・備考																																						
<p style="text-align: center;">第2節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 市が実施する対策</p> <p>(2) 活動体制</p> <p style="padding-left: 20px;">災害応急対策に対処するため、状況に応じ次表の初動体制をとる。</p> <p>初動体制一覧【南海トラフ地震臨時情報発表時を除く。】</p> <p>(略)</p> <p><u>初動体制一覧【南海トラフ地震臨時情報発表時】</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">部局名</th> <th colspan="3">南海トラフ地震臨時情報</th> </tr> <tr> <th>調査中</th> <th>巨大地震 注意</th> <th>巨大地震警戒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>危機管理課</td> <td>2</td> <td>全員</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>危機管理課を除く各課</td> <td></td> <td rowspan="7">部長</td> <td rowspan="7">課長以上</td> </tr> <tr> <td>企画政策部</td> <td>各課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民地域部</td> <td>各課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>各課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林部</td> <td>各課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工観光部</td> <td>各課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>各課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流文化部</td> <td>各課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局名		南海トラフ地震臨時情報			調査中	巨大地震 注意	巨大地震警戒	総務部	危機管理課	2	全員	全員	危機管理課を除く各課		部長	課長以上	企画政策部	各課		市民地域部	各課		健康福祉部	各課		農林部	各課		商工観光部	各課		建設部	各課		交流文化部	各課		<p style="text-align: center;">第2節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 市が実施する対策</p> <p>(2) 活動体制</p> <p style="padding-left: 20px;">災害応急対策に対処するため、状況に応じ次表の初動体制をとる。</p> <p>初動体制一覧</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う修正</p>
部局名			南海トラフ地震臨時情報																																					
		調査中	巨大地震 注意	巨大地震警戒																																				
総務部	危機管理課	2	全員	全員																																				
	危機管理課を除く各課		部長	課長以上																																				
企画政策部	各課																																							
市民地域部	各課																																							
健康福祉部	各課																																							
農林部	各課																																							
商工観光部	各課																																							
建設部	各課																																							
交流文化部	各課																																							

こども教育 部	各課			
水道事業部	各課			
会計課			課長	
議会事務局			局長	
選挙管理委員会事務局				
農業委員会				
現地機関	各支所・地区 調整担当		支所長 調整担当 課長	支所長 調整担当課長
	衛生センター			
	北部子育てセ ンター			
	浄化センター			
	自然博物館			
	檜川地区文化 施設			
	短歌館			
	平出博物館			
	本洗馬歴史の 里資料館			
	児童館			
	保育園			
計		2	30	

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市町村等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、本市が大規模地震等により大きな被害を被ったときは、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、本市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制を十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、協定先の市町村等が被災した場合については、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対</p>	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市町村等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、本市が大規模地震等により大きな被害を被ったときは、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、本市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制を十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、協定先の市町村等が被災した場合については、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びま</p>	<p>県の記載に合わせ</p>

<p>策を適切に行うものとする。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県（危機管理部、関係各部局）、公共機関及びその他事業者が実施する対策</p> <p><u>(イ)</u> 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</p> <p><u>(イ)</u> 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</p> <p><u>(ウ)</u> <u>県及び市は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u></p> <p>4 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県（危機管理部、関係各部局）、公共機関及びその他事業者が実施する対策</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>a 市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤するものとする。</p> <p><u>b 県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本</u></p>	<p>ん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県（危機管理部、関係各部局）、公共機関及びその他事業者が実施する対策</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</p> <p>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県（危機管理部、関係各部局）、公共機関及びその他事業者が実施する対策</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>て修正</p>
---	---	------------

部を設置し、全庁的な対応を行うものとする。

c 県及び市は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となつて的確な支援を行うものとする。

なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。

(略)

ウ 長野県合同災害支援チームが実施する対策

(ア) 市及び県は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行うものとする。

(イ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入れ及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入れ

(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

(略)

ウ 長野県合同災害支援チームが実施する対策

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行うものとする。

(イ) 市及び県は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行うものとする。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入れ及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入れ

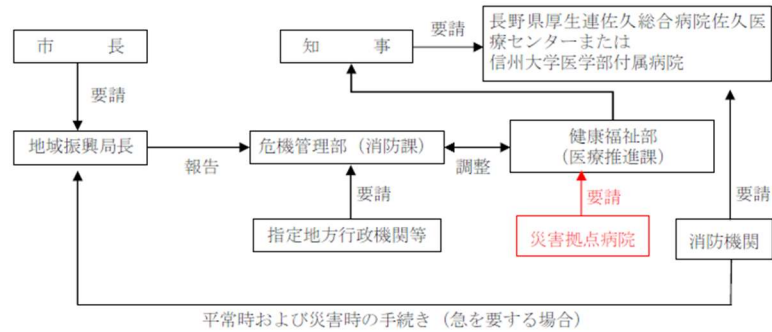
(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

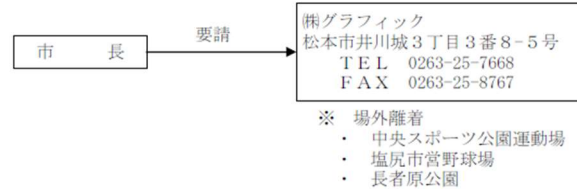
新	旧	修正理由・備考																																																																																																														
<p>第4節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じてヘリコプターを選定、要請するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ヘリコプター別</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイスト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資 吊下</th> <th>映像 伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル 412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 警 ヘ リ コ プ タ ー</td> <td style="color: red;">レオナルド AW139</td> <td style="color: red;">14</td> <td style="color: red;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="color: red;">○</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">レオナルド AW139</td> <td style="color: red;">14</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援 ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ヘリコプター別	機種	定員	救助 ホイスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送	消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○	県 警 ヘ リ コ プ タ ー	レオナルド AW139	14	○			○	レオナルド AW139	14	○			○	広域航空消防応援 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ	各種	6					<p>第4節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じてヘリコプターを選定、要請するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ヘリコプター別</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイスト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資 吊下</th> <th>映像 伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル 412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 警 ヘ リ コ プ タ ー</td> <td style="color: red;">(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="color: red;">アグスタ AW139</td> <td style="color: red;">17</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="color: red;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援 ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ヘリコプター別	機種	定員	救助 ホイスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送	消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○	県 警 ヘ リ コ プ タ ー	(新設)						アグスタ AW139	17	○		○	○	広域航空消防応援 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ	各種	6					<p>県の記載に合わせて修正</p>
ヘリコプター別	機種	定員	救助 ホイスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送																																																																																																										
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																										
県 警 ヘ リ コ プ タ ー	レオナルド AW139	14	○			○																																																																																																										
	レオナルド AW139	14	○			○																																																																																																										
広域航空消防応援 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																										
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																											
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○																																																																																																											
ドクターヘリ	各種	6																																																																																																														
ヘリコプター別	機種	定員	救助 ホイスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送																																																																																																										
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																										
県 警 ヘ リ コ プ タ ー	(新設)																																																																																																															
	アグスタ AW139	17	○		○	○																																																																																																										
広域航空消防応援 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																										
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																											
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○																																																																																																											
ドクターヘリ	各種	6																																																																																																														

6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院 佐久医療センター または信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請するものとする。

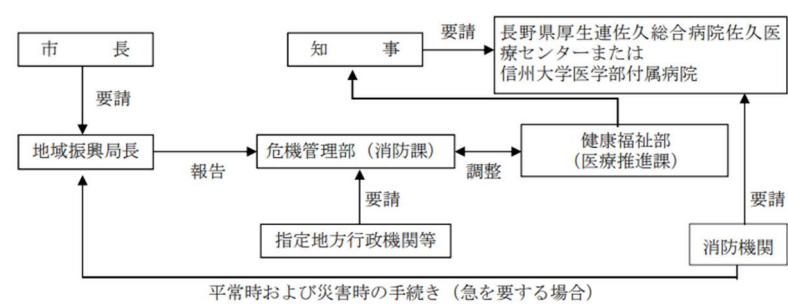


7 ㈱グラフィック

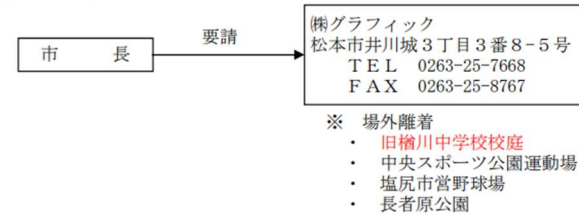


6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院または信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請するものとする。



7 ㈱グラフィック



新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する対策（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(ア) 大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県保健医療福祉調整本部」という。）の設置及び運営を行うものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する対策（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）の設置及び運営を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(カ) 市からの要請により、または必要があると認められるときは、<u>災害拠点病院を中心とした地方部単位の後方</u>医療体制の確保を行うものとする。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

(カ) 市からの要請により、または必要があると認められるときは、当該二次医療圏に位置する災害拠点病院を中心とした医療体制の確保を行うものとする。

(中略)

(ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、長野県保健医療福祉調整本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

(中略)

(ケ) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、災害支援ナース、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、日本民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(略)

エ その他関係機関・関係団体が実施する対策

(カ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。

(キ) 災害支援ナースが所属する施設は、派遣要請に基づき、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を支援するものとする。

(ク) (一社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、

る。

(中略)

(ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害医療本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

(中略)

(ケ) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(略)

エ その他関係機関・関係団体が実施する対策

(カ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。

(新設)

(キ) (一社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。

医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。

また、県、市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。

(ケ) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医薬用資機材等の提供を行うものとする。

(コ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、市からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

(サ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。

(シ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。

(ス) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。

(セ) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。

(ソ) (一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場

また、県、市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。

(ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医薬用資機材等の提供を行うものとする。

(ク) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

<救護班等の業務内容>

- | | |
|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 負傷の程度の判定 | <input type="checkbox"/> 救急活動の記録 |
| <input type="checkbox"/> 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定 | <input type="checkbox"/> 遺体の検案 |
| <input type="checkbox"/> 救急処置の実施 | <input type="checkbox"/> その他必要な事項 |

(コ) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医薬用資機材等の提供を行うものとする。

(サ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。

(シ) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。

(ス) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。

(新設)

合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行う
ものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備等</p> <p> c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p> 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活をする避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p> なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 避難所での生活環境整備</p> <p> 要避難者の避難所での生活環境を整備するため、市からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市のみでの対応が困難な場合においては、自ら要支援者のニーズの把握に努め、市と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市の対策を支援する。</p> <p>(イ) 県立病院等における緊急受入等の実施</p>	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備等</p> <p> c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p> 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活をする避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p> なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 避難所での生活環境整備</p> <p> 要避難者の避難所での生活環境を整備するため、市からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市のみでの対応が困難な場合においては、自ら要支援者のニーズの把握に努め、市と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市の対策を支援する。</p> <p>(イ) 県立病院等における緊急受入等の実施</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(ウ) 介護職員等の広域受援に必要な情報の把握・収集

介護職員の不足に備え、市と連携し、県内施設の介護職員自身の被災に伴う職員の不足状況など広域受援に必要な情報の把握・収集を行う。

(エ) 介護職員等の派遣体制の確保

社会福祉事業所等の管理者に対して災害等に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、市と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

(カ) 災害派遣福祉チーム（DWAT）等の派遣

市からの支援要請により、又は必要があると認められたときは、災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害支援ナースの派遣を要請する。

県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(新設)

(ウ) 介護職員等の派遣体制の確保

社会福祉事業所等の管理者に対して災害等に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(エ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、市と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

(カ) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣

市からの支援要請により、又は必要があると認められたときは、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">9節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 緊急交通路確保のための<u>道路啓開等</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次<u>緊急輸送道路指定路線</u>から順次<u>道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる</u>場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(イ) 県は、<u>道路啓開計画に基づき</u>緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図るものとする。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援するものとする。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請するものとする。(建設部)</p> <p>(中略)</p> <p>(キ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修を行うとともに、減灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行うものとする。(警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p>	<p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 緊急交通路確保のための<u>応急復旧</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次<u>確保路線</u>から順次応急復旧を<u>推進するものとし、第1次確保路線から順次応急復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な</u>場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(イ) 県は、<u>応急対策を実施するための</u>緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図るものとする。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援するものとする。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請するものとする。(建設部)</p> <p>(中略)</p> <p>(キ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修<u>や移動式信号機の設置</u>を行うとともに、減灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行うものとする。(警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

<p><u>(ア) 地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</u></p> <p><u>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p><u>(ア) 広域物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。(危機管理部、地域振興局)</u></p>	<p><u>(ア) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づいて行うこととし、運営に当たっては、県と密接に連携する。</u></p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p><u>(ア) 第2章第8節「緊急輸送計画」において市が定める輸送拠点内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底するものとする。</u></p> <p><u>指定に当たっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議の上、原則としてその外周市町村を指定するものとする。(危機管理部)</u></p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（各部局）</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、<u>道路啓開計画に基づき</u>建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（各部局）</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行うものとする。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(コ) 避難所運営委員会は、指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p><u>A トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</u></p> <p><u>b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u></p> <p><u>c 避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u></p> <p><u>d 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</u></p> <p><u>e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</u></p> <p><u>(a) パーテーション等によるプライバシーの確保状況</u></p> <p><u>(b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u></p> <p><u>o 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>(d) 洗濯等の頻度</u></p> <p><u>o 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>(f) 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>(g) 食料の確保、配食等の状況</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(コ) 避難所運営委員会は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難についての適切な体制整備に努めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

(h) し尿及びごみの処理状況

f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況の把握

(#) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行う。

(/) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、避難所運営委員会が計画的に生活環境の整備を図るための支援を行う。

a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。

b 異性に介助される要介護者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。

c 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

d 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

(a) ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣

(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(#) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行う。

(/) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、避難所運営委員会が計画的に生活環境の整備を図るための支援を行う。

a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。

(新設)

b 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

(a) ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣

(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

<p>○ 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等</p> <p><u>e</u> 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p><u>f</u> 大画面テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p><u>(ト) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(チ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ニ)</u> 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</p> <p><u>(ヌ)</u> 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</p> <p><u>(ネ)</u> 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p>	<p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等</p> <p><u>d</u> 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p><u>e</u> 大画面テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ト)</u> 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</p> <p><u>(チ)</u> 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</p> <p><u>(ニ)</u> 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p>	
---	--	--

イ 県が実施する対策

(ア) 市長の報告等により、避難所の開設状況や在宅・車中泊避難者等への支援状況を把握し、国（内閣府）に共有するとともに、市の要請に応じ、指定避難所等に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。

（危機管理部）

(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（全部局）

(オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。（危機管理部・健康福祉部）

（カ） 在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、市と協力し、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。（危機管理部、健康福祉部）

（略）

6 応急仮設住宅の確保

(2) 実施計画

イ 県が実施する対策（建設部）

(エ) 災害救助法が適用された場合、市と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するものとする。（建設部）

a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシー

イ 県が実施する対策

(ア) 市長の報告により、避難所の開設状況を把握し、国（内閣府）に共有するとともに、市の要請に応じ、指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。（危機管理部）

(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

（新設）

（略）

6 応急仮設住宅の確保

(2) 実施計画

イ 県が実施する対策（建設部）

(エ) 災害救助法が適用された場合、市と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するものとする。（建設部）

a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推

<p><u>上の展張等を含む</u>による応急修理の推進、公営住宅等の 既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>	<p>進、公営住宅等の 既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第15節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、市民の避難所での状況をいち早く把握して、備蓄された生活必需品を被災者に対して供給する。</p> <p>また、不足分は地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて、迅速な調達供給活動を行う。</p> <p>なお、被災地で求められている物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や<u>家庭動物の飼養に関する資材</u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、<u>性別による</u>ニーズの違いに配慮する。</p>	<p style="text-align: center;">第15節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、市民の避難所での状況をいち早く把握して、備蓄された生活必需品を被災者に対して供給する。</p> <p>また、不足分は地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて、迅速な調達供給活動を行う。</p> <p>なお、被災地で求められている物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、<u>男女</u>のニーズの違いに配慮する。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策用<u>物品及び</u>器具の整備及び訓練、<u>資</u>機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。</p> <p>また、感染症の発生を未然に防止するため、松本保健福祉事務所及び関係機関と密接な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。</p> <p>なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(カ) 被災地において感染症の<u>発生、拡大がみられる</u>場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に</p>	<p style="text-align: center;">第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。</p> <p>また、感染症の発生を未然に防止するため、松本保健福祉事務所及び関係機関と密接な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。</p> <p>なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(カ) 被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者または無症状病原体保有者が発生した</u>場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、松本保健福祉事務所を経由して県に提出する。

(ロ) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム (DICT) 等の派遣を迅速に要請するものとする。

イ 県が実施する対策 (健康福祉部)

(イ) 災害時に備え、感染症予防対策用物品の確保及び訓練 (点検を含む。) を行い、被災時は資機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行うものとする。

(中略)

(ロ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(サ) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム (DICT) 等の派遣を迅速に要請するものとする。

に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、松本保健福祉事務所を経由して県に提出する。

(新設)

イ 県が実施する対策 (健康福祉部)

(イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練 (点検を含む。)、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行うものとする。

(中略)

(ロ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉事務所は、平常時から地域振興局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有し、地域振興局は、当該情報を市に対し共有するものとする。

(新設)

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2.4節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県（環境部）が実施する対策</p> <p style="padding-left: 20px;">下水道施設台帳等 <u>（管渠施設、処理場施設等）</u> を活用し、被災箇所及び被災状況を把握するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2.4節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県（環境部）が実施する対策</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（7）</u> 下水道施設台帳等を活用し、被災箇所及び被災状況を把握するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（イ） 収集した情報等については、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2.5節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 電信電話施設の応急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>NTT東日本(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画</p> <p>ア 重要通話のそ通話確保</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) 非常、緊急通話または非常、緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う対策を講じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2.5節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 電信電話施設の応急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>東日本電信電話(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画</p> <p>ア 重要通話のそ通話確保</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) 非常、緊急通話または非常、緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う対策を講じるものとする。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第27節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 市民等への的確な情報の伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（危機管理部、企画振興部）</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p> 広報資料の収集は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど、直接広報資料の収集を行うものとする。</p> <p> なお、取材員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第27節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 市民等への的確な情報の伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（危機管理部、企画振興部）</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p> 広報資料の収集は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど、直接広報資料の収集を行うものとする。</p> <p> なお、取材員の派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>ウ 国が実施する対策（地方整備局）</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、<u>被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等</u>を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や<u>関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>ウ 国が実施する対策（地方整備局）</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（建設部）</p> <p>(イ) 市から、被災建築物や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p>なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(イ) 国・県・市指定等文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>イ 県が実施する対策（<u>県民文化部</u>）</p> <p>(略)</p> <p>ウ 所有者が実施する対策</p>	<p style="text-align: center;">第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（建設部）</p> <p>(イ) 市から、被災建築物や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p>なお、職員の派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(イ) 国・県・市指定等文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県<u>教育委員会</u>に報告する。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県<u>教育委員会</u>等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>イ 県が実施する対策（<u>教育委員会</u>）</p> <p>(略)</p> <p>ウ 所有者が実施する対策</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

<p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p>	<p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県<u>教育委員会</u>、市文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県<u>教育委員会</u>や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>
---	---	--------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第30節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>道路啓開</u>及び応急復旧工事を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、<u>道路啓開及び</u>応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震により、道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、<u>道路の啓開</u>及び被災道路・橋梁の速やかな応急復旧を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第30節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>路上障害物の除去</u>及び応急復旧<u>工事</u>を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、<u>障害物の除去</u>、応急復旧を行うとともに、<u>交通規制を行い</u>、道路情報を提供する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震により、道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため<u>に路上障害物の除去</u>及び被災道路・橋梁の<u>応急復旧計画を策定し、建設業協会と結んだ業務協定に基づき</u>、速やかに<u>に</u>応急復旧<u>工事</u>を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p>	<p>県の記載に合わせて修正</p>

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

- (オ) 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 県が実施する対策（建設部、警察本部、道路公社）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によるパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用により被害状況を把握する。

(イ) 事前に定めた道路啓開計画に基づき、道路啓開を行う。

- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報するものとする。

- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、市民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。

- (オ) パトロール等による巡視の結果等を基に、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行うものとする。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

- (オ) 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 県が実施する対策（建設部、警察本部、道路公社）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用により情報収集を行うものとする。

(新規)

- (イ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報するものとする。

- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、市民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。

- (エ) パトロール等による巡視の結果等を基に、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行うものとする。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、

本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

ウ 関係機関が実施する対策（地方整備局）

(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

なお、措置に当たっては、緊急交通路及び緊急輸送道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ、必要な協力・支援を行う。

(ウ) 経路情報等の収集を行う ITS スポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止め状況を適切に把握する。

(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、市民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。

(オ) パトロール等による巡視の結果等を基に、被災道路の応急復旧計画を策定し、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧を行う。

応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して、適切な方法を選択するものとする。

本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

ウ 関係機関が実施する対策（地方整備局）

(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じるものとする。

なお、措置に当たっては、緊急交通路、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ、必要な協力・支援を行うものとする。

(新設)

(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、市民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。

(エ) パトロール等による巡視の結果等を基に、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行うものとする。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して、適切な方法を選択するものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3.4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 関係機関が実施する対策</p> <p>(イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して、被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、<u>被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。（地方整備局）</p>	<p style="text-align: center;">第3.4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 関係機関が実施する対策</p> <p>(イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して、被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。（地方整備局）</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3.6節 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を<u>獣医師会等と連携し</u>実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。</p> <p>また、飼い主が<u>家庭動物</u>と同行避難するため、<u>適正な飼養環境を確保する</u>。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 市が実施する対策</p> <p>ウ <u>家庭動物</u>との同行避難の状況について把握するとともに避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。</p> <p><u>エ 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。</u></p> <p>(2) 県が実施する対策</p> <p>イ 県は、市長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとる。</p> <p>なお、職員を派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。(健康福祉部、農政部、警察本部)</p>	<p style="text-align: center;">第3.6節 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。</p> <p>また、飼い主が<u>ペット</u>と同行避難するための<u>適正な飼養環境を確保し、適正飼養を行う</u>。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 市が実施する対策</p> <p>ウ <u>ペット</u>との同行避難の状況について把握するとともに避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 県が実施する対策</p> <p>イ 県は、市長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとる。</p> <p>なお、職員を派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。(健康福祉部、農政部、警察本部)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p><u>(新設)</u></p> <p>カ 県は、飼い主と<u>家庭動物</u>の同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を 必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。(危機管理部、健康福祉部)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>カ 県は、飼い主と<u>ペット</u>の同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を 必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。(危機管理部、健康福祉部)</p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第40節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(2) 県（危機管理部、<u>観光スポーツ部</u>）及び市が実施する対策</p> <p>観光地での災害時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(2) 県（県民文化部、<u>観光スポーツ部</u>）及び市が実施する対策</p> <p>事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。</p> <p>(3) 県が実施する対策（<u>観光スポーツ部</u>）</p> <p>国、関係機関等と連携して、帰宅困難者対策として外国人旅行者の早期帰宅を図るため、必要な情報収集を行い、ウェブサイト等を通じて交通機関等の復旧状況を発信するなど、早期帰宅に向けた必要な対応を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第40節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(2) 県（危機管理部、<u>観光部</u>）及び市が実施する対策</p> <p>観光地での災害時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(2) 県（県民文化部、<u>観光部</u>）及び市が実施する対策</p> <p>事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。</p> <p>(3) 県が実施する対策（<u>観光部</u>）</p> <p>国、関係機関等と連携して、帰宅困難者対策として外国人旅行者の早期帰宅を図るため、必要な情報収集を行い、ウェブサイト等を通じて交通機関等の復旧状況を発信するなど、早期帰宅に向けた必要な対応を行うものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>(ア) 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他都道府県、他市町村等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>(ア) 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他都道府県、他市町村等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県及び公共機関が実施する計画</p> <p><u>(キ) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、人員の確保が困難となる場合がある。そのため県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。</p> <p>なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県及び公共機関が実施する計画</p> <p><u>(キ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、人員の確保が困難となる場合がある。そのため県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。</p> <p>なお、職員の派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>


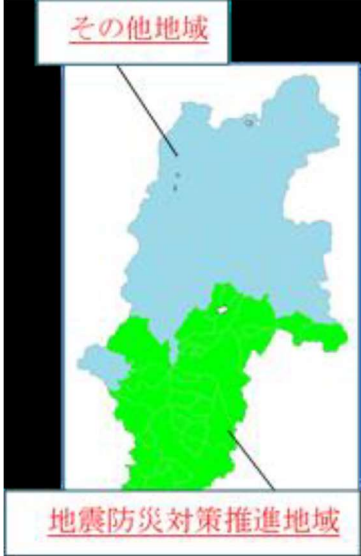
新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（建設部）</p> <p>(オ) 被害状況把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）</p> <p>被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は、支援を行うものとする。</p> <p>調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整の上、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（建設部）</p> <p>(オ) 被害状況把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）</p> <p>被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は、支援を行うものとする。</p> <p>調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整の上、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 被災した観光地の復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災した観光地に対する支援</p> <p>(1) 市及び県（<u>観光スポーツ部</u>）が実施する対策</p> <p>ア 関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 被災した観光地の復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災した観光地に対する支援</p> <p>(1) 市及び県（<u>観光部</u>）が実施する対策</p> <p>ア 関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集伝達計画</p> <p>第2 応急対策実施状況等の情報の収集・伝達</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報収集伝達計画</p> <p>第2 応急対策実施状況等の収集伝達</p>	<p>県の計画の記載に 合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 広報計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 県が実施する計画（危機管理部、企画振興部、県警察本部）</p> <p>3 防災関係機関が実施する計画</p> <p>(4) <u>NTT東日本(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)</p> <p>報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 広報計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 県が実施する計画（危機管理部、企画振興部、県警察本部）</p> <p>3 防災関係機関が実施する計画</p> <p>(4) <u>東日本電信電話(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)</p> <p>報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知するものとする。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第10節 防災関係機関の講ずる措置</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 通信 (<u>NTT東日本</u>株、株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株、楽天モバイル株)</p> <p>(1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第10節 防災関係機関の講ずる措置</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 通信 (<u>東日本電信電話</u>株、株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株、楽天モバイル株)</p> <p>(1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立するものとする。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6章 南海トラフ地震<u>地域防災計画</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>第4 推進地域</p> <p>長野県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。</p> <p>岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、<u>塩尻市</u>、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下条村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町、<u>王滝村</u></p> <div style="text-align: center;"> <p>南海トラフ地震防災対策推進地域</p>  </div>	<p style="text-align: center;">第6章 南海トラフ地震臨時の運用</p> <p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>第4 推進地域</p> <p>長野県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。</p> <p>岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下条村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町 (<u>塩尻市は、「その他地域」に該当する。</u>)</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>修正理由・備考</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う修正</p>

新					旧					修正理由・備考
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制					第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制					
第1 市の体制					第1 市の体制					
部局名		南海トラフ地震臨時情報			(削除)					
		調査中	巨大地震 注意	巨大地震警戒						
総務部	危機管理課	2	全員	全員	南海トラフ地震防 災対策推進地域指 定に伴う修正					
	危機管理課を除く各課		部長	課長以上						
企画政策部	各課									
市民地域部	各課									
健康福祉部	各課									
農林部	各課									
商工観光部	各課									
建設部	各課									
交流文化部	各課									
こども教育 部	各課									
水道事業部	各課									
会計課			課長							
議会事務局			局長							
選挙管理委員会事務局										
農業委員会										

現地機関	各支所・地区 調整担当		支所長 調整担当 課長	
	衛生センター			
	北部子育てセ ンター			
	浄化センター			
	自然博物館			
	檜川地区文化 施設			
	短歌館			
	平出博物館			
	本洗馬歴史の 里資料館			
	児童館			
	保育園			
	計	2	30	

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 広報計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 市町村が実施する計画</p> <p>市町村においては、県の計画に準じた、内容、手段、方法により県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、<u>防災行政無線、CATV、緊急メール、ホームページ、SNS、コミュニティFM、広報車等</u>を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、市民に広報する。</p> <p>また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。</p> <p><u>この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。</u>なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 推進地域外の住民等に対する広報</p> <p>推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況等についての的確な広報を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 広報計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 市町村が実施する計画</p> <p>市町村においては、県の計画に準じた、内容、手段、方法により県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、<u>同報無線、有線放送</u>、広報車、<u>半鐘等</u>を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、市民に広報する。</p> <p>また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。</p> <p>なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 推進地域外の住民等に対する広報</p> <p>推進地域外 <u>(塩尻市が該当)</u> の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況等についての的確な広報を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すものとする。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 避難対策等</p> <p>第2 地域住民等の避難行動等</p> <p style="padding-left: 20px;">2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等</p> <p style="padding-left: 40px;">推進地域内市町村は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 避難先の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">2 避難所候補リストの作成</p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。</p> <p style="padding-left: 60px;">オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の選定</p> <p style="padding-left: 20px;">推進地域内市町村は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4 避難所の運営</p> <p style="padding-left: 20px;">避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、推進地域内の市町村は、市民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策等</p> <p>第2 地域住民等の避難行動等</p> <p style="padding-left: 20px;">2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等</p> <p style="padding-left: 40px;">推進地域内市町村 <u>(塩尻市は域外)</u> は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 避難先の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">2 避難所候補リストの作成</p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。</p> <p style="padding-left: 60px;">オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>か否か</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の選定</p> <p style="padding-left: 20px;">推進地域内市町村 <u>(塩尻市は域外)</u> は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4 避難所の運営</p> <p style="padding-left: 20px;">避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、推進地域内の市町村 <u>(塩尻市は域外)</u> は、市民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 住民の防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項</p> <p>1 推進地域内</p> <p>住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人ひとりが検討・実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項</p> <p>1 推進地域内</p> <p>(略)</p> <p>2 推進地域外</p> <p>住民及び観光客は、想定される震度や被害が相対的に小さいことから、地震に備えた行動を求めるが、冷静な対応を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 住民の防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項</p> <p>1 推進地域内 <u>(塩尻市は域外)</u></p> <p>住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人ひとりが検討・実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項</p> <p>1 推進地域内 <u>(塩尻市は域外)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 推進地域外 <u>(塩尻市が該当)</u></p> <p>住民及び観光客は、想定される震度や被害が相対的に小さいことから、地震に備えた行動を求めるが、冷静な対応を行う。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第9節 防災関係機関のとりべき措置</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(5) 放送</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 防災関係機関のとりべき措置</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(5) 放送</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等（<u>塩尻市は域外</u>）に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う修正</p>